

令和7年度
道路局関係予算決定概要

令和6年12月
国土交通省道路局

1. 決定概要

令和7年度道路関係予算においては、防災・減災、国土強靱化、予防保全による老朽化対策、人流・物流を支えるネットワーク・拠点の整備、道路空間の安全・安心や賑わいの創出、道路システムのDX、GXの推進による脱炭素社会の実現に重点的に取り組む。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため、令和6年度補正予算と合わせて、重点的かつ集中的に対策を講じる。

<令和7年度道路関係予算総括表>

(国費:億円)

	R7決定額 (A)	前年度 (B)	倍率 (A/B)
直轄事業	15,959	15,958	1.00
改築その他	10,217	10,357	0.99
維持修繕	4,634	4,504	1.03
諸費等	1,108	1,096	1.01
補助事業	5,110	5,106	1.00
高規格道路、IC等アクセス道路その他	2,555	2,589	0.99
道路メンテナンス事業	2,282	2,260	1.01
道路盛土のり面防災対策事業	4	-	皆増
除雪	133	131	1.02
補助率差額	136	126	1.08
有料道路事業等	120	120	1.00
合計	21,189	21,183	1.00

注1. 道路関係予算合計には、社会資本整備総合交付金からの移行分が含まれており、社会資本整備総合交付金からの移行分を含まない場合は国費21,185億円[対前年度比1.00]である。

注2. 直轄事業の国費には、地方公共団体の直轄事業負担金(2,893億円)を含む。

注3. 四捨五入の関係で、各計数の和が一致しない場合がある。

※上記の他に、防災・安全交付金(国費8,470億円[対前年度比0.97])、社会資本整備総合交付金(国費4,874億円[対前年度比0.96])があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。

※上記の他に、東日本大震災からの復旧・復興対策事業として、令和7年度予算において社会資本整備総合交付金(国費260億円[対前年度比1.61])があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。

※上記の他に、直轄道路(権限代行区間を含む)に係る災害復旧事業費(国費85億円)等がある。

※上記の他に、行政部費(国費7億円)およびデジタル庁一括計上分(国費10億円)がある。

<参考> 防災・減災及び国土強靱化の推進

道路関係予算は、令和6年度補正予算において国費3,462億円が措置されている。

※上記計数には、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策分、国土強靱化緊急対応分及び緊急防災分を含む。

※この他に防災・安全交付金および社会資本整備総合交付金があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。

2. 主な制度拡充等

○道路盛土のり面防災対策補助制度の創設（別紙1）

令和6年能登半島地震において、緊急輸送道路である能越自動車道の盛土区間において大規模崩壊が多数発生し、人員・物資輸送に影響が生じたことを踏まえ、盛土の大規模崩壊に伴う道路機能の著しい喪失を防ぐため、緊急輸送道路における盛土のり面の点検結果に基づき行われる防災対策事業に対し、計画的かつ集中的に支援する個別補助制度を創設。

○災害応急対策移動施設導入に係る無利子貸付制度の創設（別紙2）

令和6年能登半島地震において、各地から被災地へ派遣され被災者支援に有効活用された、防災用コンテナ型トイレ等の災害応急対策移動施設について、その設置を促進するため、民間事業者等が自動車駐車場に道路占用許可を受けて設置する場合に係る費用の一部について、地方公共団体を通じて国が無利子貸付を行う制度を創設。

○地域活性化インターチェンジ制度の対象路線の拡充

現行の地域活性化インターチェンジ制度は、対象路線を高速自動車国道のみとしているが、更なる地域の活性化を図るため、一般国道の自動車専用道路等へのインターチェンジ設置が可能となるよう対象路線を拡充。

道路盛土のり面防災対策補助制度の創設

別紙1

- 令和6年能登半島地震を踏まえた盛土のり面点検に基づく防災対策事業に対し、計画的かつ集中的に支援する個別補助制度を創設。

■ 道路盛土のり面防災対策補助制度の創設

(背景)

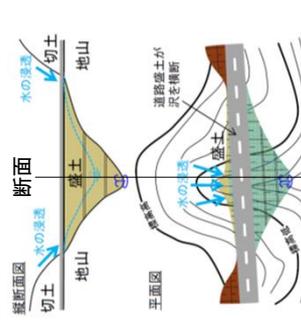
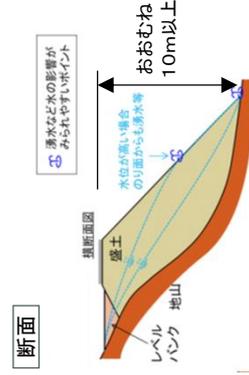
- 令和6年能登半島地震において、緊急輸送道路である能越自動車道の盛土区間において大規模崩壊が多数発生し、人員・物資輸送に影響が生じた。
- このため全国の緊急輸送道路を対象に点検を実施し、適切な対策を講じて、盛土の大規模崩壊に伴う道路機能の著しい喪失を防ぐ必要がある。



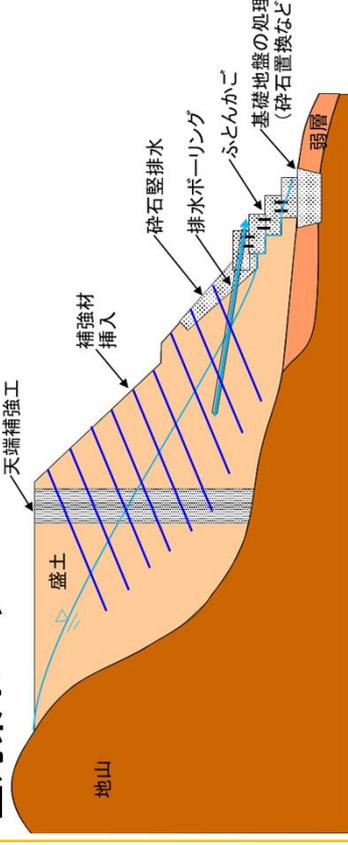
R6能登半島地震による盛土崩壊状況

道路盛土のり面防災対策

■ 対象箇所イメージ



■ 対策イメージ



(制度概要)

- 令和6年能登半島地震を踏まえた盛土のり面点検に基づく防災対策事業に対し、計画的かつ集中的に支援

補助要件

- 1) 緊急輸送道路
- 2) 盛土のり尻から測った盛土高が、おおむね10m以上の盛土
- 3) 地山傾斜地等の水の集まりやすい地形条件に造成された盛土

- 能登半島地震では、容易に移動でき、かつ機動的にスペースを確保できるコンテナ等の災害応急対策移動施設が多く活用されたことを踏まえ、その設置ニーズが高まっている。
- 導入にあたっては、その設置工事の費用が課題となっており、災害応急対策移動施設の設置促進のため、その導入等に係る費用について、無利子貸付制度を創設。

【制度の概要】

- 占用許可を受けて災害応急対策移動施設を自動車駐車場内に設置しようとする者において必要となる当該施設の設置に係る費用の一部について、地方公共団体を通じて国が無利子貸付
- 貸付対象者：占用許可を受けて当該施設を設置する者
(民間事業者、地方公共団体)
- 貸付対象：災害応急対策移動施設の導入費用
(施設購入費・設置工事費)
- 償還期間等：20年以内(うち5年以内据置)
均等半年賦償還

【施設例】

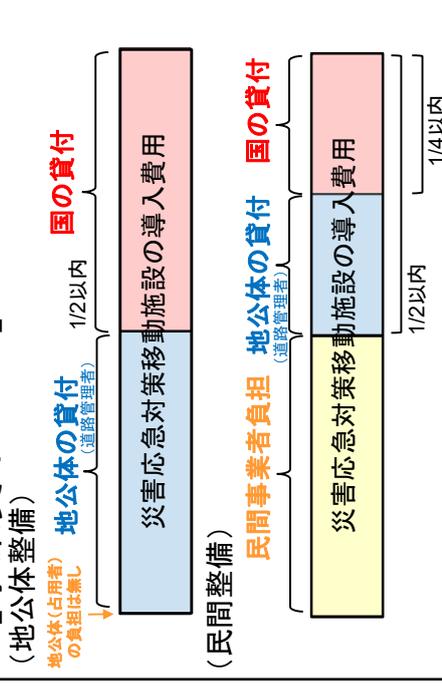


トイレコンテナ



ランドリーコンテナ

【事業費イメージ】



【事業スキーム(イメージ)】

